

【三重県】【三重労働局・ハローワーク】

生活保護受給者等就労自立促進のため

国と福祉事務所の就労支援員が合同研修を実施

【課題・目的】

生活保護受給者等就労自立促進事業（※）において、就労支援に携わる職員を対象に、同業務に関する具体的な**取組事例**を学ぶとともに、現場で直面する課題をテーマとした**グループワーク**を行い、業務上の問題を共有し解決につなげ、所属を超えて相談し合える関係を構築する。

※ 福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を整備し、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する事業。



【実施概要】

前期 H26. 5.27 国11名・市23名参加

後期 H26.11.28 国13名・市18名参加

外部講師の講演の後、現場の事例をもとに就労支援について議論

（具体的内容）

- ◆外部講師による講演（若者就業サポートステーション・三重における就労支援の仕組み）
- ◆グループワーク（生活保護受給者に対して苦慮する就労支援の対処方法など）
- ◆全体意見交換会（就労支援業務で感じていること など）

【効果】

- ◆ 就労支援員と就職支援ナビゲーターの連絡が緊密になり、支援対象者の情報の共有が図られ、早期就職に結びつく。
- ◆ 福祉事務所とハローワークの管轄を超えた連携が円滑になり、希望就職地への就職が容易となる。
- ◆ 「ハローワーク以外の方とも意見・情報を交換できて良かった。」（国）
- ◆ 「違う立場の方や各地域の方達の体験談を聞いたことが一番良かった。」（福祉事務所 就労支援員）

＜三重県コメント＞

福祉事務所で専門的に活動する就労支援員が、職業指導官や就職支援ナビゲーターとともに、事例学習やグループワークに時間をかけて取り組み、互いの業務の理解と関係の構築につながった。

＜労働局コメント＞

意見交換等を実施することで、福祉事務所の就労支援員が持つノウハウを身に付けることができ、ハローワークの職業相談スキルの向上につながった。また、就労支援員と顔の見える関係を構築することができ、日頃の連携強化につながった。

＜照会先＞ 三重労働局職業安定部地方訓練受講者支援室（059-261-2941）